

授賞式等交通費助成金

校友会（在学生と卒業生の同窓会組織）では、コンペやコンクールで受賞した学生に対して、授賞式・表彰式（以下「授賞式等」という。）へ出席するための交通費の助成を行います。

該当者は、以下の要領を確認のうえ、教員の推薦を得たうえで、申請してください。

■助成の目的

本助成制度は、コンペやコンクールで「受賞」し、授賞式等に参加する学生の交通費負担を軽減することを目的としています。コンペやコンクールの内容、会場の国内外は問いません（ただし申請の際には本学専任教員の推薦が必要です）。

■助成内容

授賞式等に参加するためにかかる交通費の半額を支給します。

支給額は、日本国内授賞式等においては、受賞者自宅から授賞式会場までの、公共交通機関を利用して最も経済的な通常の経路及び方法で移動した際にかかる往復運賃の2分の1とします。海外の授賞式等においては、受賞者自宅から表彰式会場までの移動に、実際にかかった経費の2分の1とします。

ただし、対象者は授賞式等の主催者側からの交通費支給が無い者に限定し、授賞式会場が日本国内の場合は5万円、海外の場合は10万円を支給上限額とします。

■助成条件

以下の条件をすべて満たす者が対象となります。

- ・コンペやコンクール等において「受賞」した者。（コンペやコンクールの分野・内容、受賞内容や賞の種類については、特に条件を定めない。）
- ・長岡造形大学の学部または大学院に在籍する校友会会員であり、授賞式前または授賞式が終了してから3ヶ月以内の者。
- ・その受賞について、授賞式に参加することが相応しいと本学の専任教員からの推薦が得られる者。（教員は原則として学生の所属学科の専任教員とします。）
- ・授賞式の主催者側からの交通費支給が無い者。
- ・受賞したことおよび授賞式に参加したことを示す根拠資料が提出できる者。
- ・（海外の場合のみ）移動にかかった金額が分かる根拠資料が提出できる者。

■その他

- ・新幹線・特急については、交通費算出時は普通車指定席特急券を購入する際の相当額とし、いわゆるグリーン車等の使用については助成対象としません。飛行機の利用については、最下級（いわゆるエコノミークラス）の運賃実費を支払い対象とします。
- ・原則として申請は事後としますが、事前申請も可能です。ただし後日、授賞式に参加したことを証明するものを必ず提出してください。提出できない場合は、返金していただきます。
- ・振込金額、振込日等は、決定後速やかに、学務課よりパレットで本人に連絡します。
- ・この制度の申請書の提出先ならびに質問等のお問い合わせ先は学生支援係です。